

山梨県公報

第千四百十三号

平成十五年

九月四日

木曜日

目次

保安林の指定……………五六一
 道路の区域変更……………五六一
 建築基準法に基づく道路位置指定……………五六一
公 告
 公聴会の実施……………五六二
 開発行為に関する工事の完了について……………五六二
 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五六二
 土地改良区役員の退任及び就任……………五六二
 換地処分届出……………五六三
人事委員会
 身体障害者を対象とした平成十五年度山梨県職員採用選考試験の実施……………五六三
公安委員会
 遊技機の型式の検定……………五六七

告 示

山梨県告示第四百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
山梨県甲府市上帯那町字奥仙丈三〇六七の一(次の図に示す部分に限る。)
- 二 指定の目的
公衆の保健
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
(二)(-) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第四百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年九月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 敷島田富線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡竜王町大字篠原字山宮司二二八〇番の五地先から 中巨摩郡竜王町大字篠原字山宮司二二八〇番の五地先まで	九・〇	七・三		一四・八

山梨県告示第四百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
中巨摩郡竜王町竜王新町字天神前七二二番三
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
二〇・七一メートル

公 告

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開催期日 平成十五年九月二十九日（月）午後二時
- 二 開催場所 甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館
- 三 聴こごととする案件

1 甲府都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定（「甲府都市計画区域マスタープラン」の決定）

2 甲府都市計画 区域区分の変更（「甲府都市計画区域の線引き」の変更）

四 意見書の提出先 峡中地域振興局建設部

五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。

六 意見書の提出期限 平成十五年九月二十二日（月）午後五時

七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、土木部都市計画課、峡中地域振興局企画振興部及び峡中地域振興局建設部並びに甲府市役所都市計画課、敷島町役場建設整備課、竜王町役場都市整備課、田富町役場建設課、昭和町役場都市計画課及び玉穂町役場都市環境課において縦覧に供する。

八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡玉穂町成島字下田二四四三の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町清水新居千二百十五番地二 有限会社すみれ薬局 代表取締役 遠藤久美子

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市小笠原字藤塚一四七の四、一一四七の六、一一四七の七、一一四七の八、一一四七の九、一一四七の二〇及び一一四七の二一並びに字新田二〇〇の二、二〇〇の三、二〇〇の四、二〇〇の五、二〇〇の六、二〇〇の七、二〇〇の八、二〇〇の九、二〇〇の一〇、二〇〇の一、二〇〇の二及び二〇〇の三並びに字八田畑二〇五の八、二〇五の二〇及び二〇五の二一
- 二 公共施設の種類の、位置及び区域

公共施設の種類の	位置及び区域
道路	次の図のとおり
公園	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市長松寺町六番二号 株式会社コミヤマ工業 代表取締役 小宮山要

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、楯無堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	猪股 正則	北巨摩郡双葉町竜地六四六五	平成十五年五月七日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	大木 一喜	北巨摩郡双葉町竜地六六七七	平成十五年七月二十四日

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、高根町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 地区名

高根町上黒沢地区

二 換地処分をした年月日

平成十四年十一月二十二日

三 換地処分をした土地の権利者数

九十八人

人事委員会

● 身体障害者を対象とした平成十五年度山梨県職員採用選考試験の実施
身体障害者を対象とした平成十五年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成十五年九月四日

山梨県人事委員会
委員長 坂 本 宏

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種、採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たす者

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの者
- (2) 昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (3) 山梨県内に住所を有する者（通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
- (4) 活字印刷文による出題に対応できる者（活字の大きさは12ポイント）
ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できない。
(ア) 日本国籍を有しない者
(イ) 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び受付時間

平成15年10月6日（月）から平成15年11月5日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

郵送の場合は、平成15年11月5日までの消印のあるものに限り受け付ける。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで

4 試験の日時及び場所

区分	日時	場所
第1日目	平成15年12月2日（火） 午前9時20分～午後4時 （受付 午前9時～9時20分）	山梨県自治会館 甲府市蓬沢一丁目15-35
第2日目	平成15年12月3日（水） 午前10時50分～午後4時 （受付 午前10時30分～10時50分）	あけぼの医療福祉センター 韮崎市旭町上条南割3313-1

5 試験方法

区分	内容	
第1日目	教養試験 （試験時間90分）	公務員として必要な一般的知識及び知能について、高等学校で履修した程度の択一式による筆記試験を行う。（出題分野別掲） ・ 出題数は30題とする。
	人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査する。
	人物試験Ⅱ	人柄、性向等をみるため、個別面接を行う。
	作文	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行

第2日目	(試験時間60分)	う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて医師による検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査する。

(別掲) 出題分野

社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈等

6 合格者の発表

平成15年12月12日(金)【予定】

合格者は、第1日目と第2日目の試験及び資格調査の結果を総合して決定し、山梨県庁の掲示板(スクランブル交差点ぎわ)に受験番号を掲示するとともに、受験者全員に結果を書面で通知する。

なお、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

また、合格発表日【予定】が変更になった場合には、山梨県庁の掲示板及び山梨県ホームページに変更後の合格発表日を掲載する。

7 試験結果の開示

この選考試験の結果については、山梨県個人情報保護条例第18条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求では開示できないので、受験者本人であることを明らかにする書類(学生証又は身分証明書、運転免許証、受験番号票等)を持参のうえ、受験者本人が直接来庁する場合に限るものとする。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第2日目までの試験を受験した者	総合ランク	合格発表日から1月間	人事委員会事務局

8 給 与

この選考試験に合格し採用される者の初任給(高校卒の場合)は、144,000円(平成15年4月1日現在)である。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。また、初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

9 受験手続

(1) 申込書請求及び申込先

山梨県人事委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 (県庁別館3階)

電話 055-223-1821

郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用選考試験申込書請求」と朱書き、120円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒[33cm×24cm程度の大きさ])を同封して請求すること。

また、山梨県のホームページ(<http://www.pref.yamanashi.jp/>)に申込書の様式をPDFファイルで掲載しているのでダウンロードし、様式を印刷して申込むこともできる。

(申込受験票はすべて自筆とし、ワープロ等による入力やインターネットによる申込みは不可とする。)

(2) 申込方法

① 申込書及び受験票に必要事項を記入し、人事委員会事務局まで直接持参するか、又は郵送すること。

郵送の場合は、封筒の表に「職員採用選考受験」と朱書き、必ず書留郵便にすること。

② 車イスで来庁した人は、県庁受付(本館1階)に申し出て、人事委員会事務局まで電話すること。

③ 申込みの際は、受験票に写真をはらないこと。

(3) 受験票の交付

- ① 受験票は、11月11日頃までに到着するよう郵送する。それまでに到着しない場合は、問い合わせること。
- ② 受験票が到着したら、申込み前6か月以内に撮影した写真（縦6cm、横5cm、上半身、脱帽、正面向きのもの）を受験票にはり、試験当日に持参すること。受験票に写真をはっていない場合は受験できない。

(4) 面接カードの提出

試験申込みの際「面接カード」用紙を配布するので、HB以上の濃い鉛筆で必要事項を記入し、11月19日までに人事委員会事務局に提出（郵送の場合は11月19日必着）すること。

(5) 資格の確認

受験資格の有無、申込書記載事項等について確認を行う。
なお、記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合がある。

10 その他

- (1) 試験当日、受付時間に遅れた者は受験できない。
- (2) 試験当日は、受験票、身体障害者手帳、筆記具、消しゴム、昼食を持参すること。
（なお、筆記具については、濃さをHBとし、ボールペンなどの書き直しのできないものは不可。）

公安委員会

● 遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年九月三日までとする。
 平成十五年九月四日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は業者名	
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRサフ アリキン グB	株式会社藤商事	三〇〇五二二
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRサフ アリキン グK	株式会社藤商事	三〇〇五三三
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	サンダー バード	株式会社藤商事	三四〇〇七二

サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRシテ イーハン ターFT	サミー株式会社	三〇〇五六四
サミー株式会社 代表取締役 里見治 東京都豊島区東池袋二丁目二番一号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	キングキ ヤメル	サミー株式会社	三四〇五二五
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRお祭 リサブち やんXL	京楽産業株式会社	三〇〇六〇六
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRお祭 リサブち やんML	京楽産業株式会社	三〇〇五九七
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRお祭 リサブち やんVL	京楽産業株式会社	三〇〇六二二
株式会社ガイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電動役物)	CRファイ バーピ くびくF	株式会社ガイドー	三〇〇五三六

株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第二種特別電 動役物	C R新道 路工事S P	株式会社 三共	三一〇六五六
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ばちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第二種特別電 動役物	新道路工 事DX	株式会社 三共	三一〇六五八
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	ダルマネ コ	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	三四〇五二九
株式会社アリストクライトテ クノロジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	オマツリ マンボ 30	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	三四〇五〇七
アビリティ株式会社 代表取 締役 濱野準一 大阪府大阪市中央区南船場二 丁目九番一―四号	回胴式遊技機 規則第六条第 二号(別表第 五)	バクニン	アビリッ ト株式会 社	三四〇四九一